

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東京ラヂエーター製造株式会社	コード	7235
提出日	2026/5/26	異動（予定）日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	堀比斗志	社外取締役	○													○		有
2	市川良彦	社外取締役	○													○	新任	有
3	伊藤隆治	社外監査役	○													○		有
4	伊東 彩	社外監査役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		堀比斗志氏は、長年に亘りグローバルに経営に携わっていた経験と多方面に亘る豊富な見識を当社の経営に反映し、また独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言と提言をいただけることを期待しているためであります。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
2		市川良彦氏は、長年に亘りグローバル企業で開発事業及び経営に携わっていた経験と豊富な見識を当社の経営に反映し、また独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言と提言をいただけることを期待しているためであります。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
3		伊藤隆治氏は、金融機関及び事業法人の経営の経験があり、経営に関する幅広い見識と財務および会計に関する相当程度の知見を当社の経営に反映していただけることを期待しているためであります。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
4		伊東彩氏は、当社監査役就任以前に事業法人の経営経験はございませんが、長きに亘り公認会計士として多種多様な企業の監査等に携わっており、その経験を踏まえた有用な助言や提言が期待でき、また、幅広い見識と財務及び会計に関する相当程度の知見があり、それを活かした適切な監査機能を果たしていただくことを期待するためであります。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。